

たり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明（注）があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

（注）知的障がい等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

障害者差別解消法のポイント

この法律では、主に次のことが定められています。

(1) 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別（不当な差別的取扱い）の禁止

(2) 国の行政機関や地方公共団体等の合理的配慮の不提供の禁止

(3) 民間事業者の合理的配慮の努力義務

ふとう さべつてきとりあつか れい
○「不当な差別的取扱い」の例

しょう りゆう
「障がいがある」という理由だけで、

はい
(1) スポーツクラブに入れないこと

か
(2) アパートを貸してもらえないこと

くるま みせ はい
(3) 車いすだからといってお店に入れないこと

しょう ひと ちが あつか う ふとう
などは、障がいのない人と違う扱いを受けているので、「不当な
さべつてきとりあつか かんが ほか ほうほう
差別的取扱い」であると考えられます。ただし、他に方法がない
ばあい ふとう さべつてきとりあつか
場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないことがあります。

ごうりてきはいりよ ごうりてきはいりよ ふていきょう れい
○「合理的配慮をしないこと（合理的配慮の不提供）」の例

ごうりてきはいりよ しょう ひと こま とき ひと しょう
合理的配慮とは、障がいのある人が困っている時にその人の障
あ ひつよう くふう かた あいて あいて
がいに合った必要な工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にして
もらうことをいいます。

ちょうかくしょう ひと こえ はな
(1) 聴覚障がいのある人に声だけで話すこと

しかくしょう ひと しょうい わた よ あ
(2) 視覚障がいのある人に書類を渡すだけで読み上げないこと

ちてきしょう ひと せつめい
(3) 知的障がいのある人にわかりやすく説明しないこと

^{くわ} ^{ないかくふ} ^{らん}
◎詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。

^{ないかくふ} ^{がいぶ} ^{いどう}
【内閣府ホームページ】（外部ページに移動します。）

^{しょうがい} ^{りゆう} ^{さべつ} ^{かいしょう} ^{すいしん}
「障害を理由とする差別の解消の推進」

^{しょうがいしゃ} ^{さべつ} ^{かいしょう} ^{ほう}
「障害者差別解消法リーフレット」

^{しょう} ^{りゆう} ^{さべつ} ^{かか} ^{そうだん} ^{ふめい} ^{てん} ^{しゃかいふくしがかり}
※ 障がい^{とあ}を理由とする差別に関わる相談や不明な点は社会福祉係
へお問い合わせください。 82-5411（直通^{ちよくつう}）